

宮津市公報

平成23年6月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目 次

条 例

- 24 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 1

規 則

- 16 東日本大震災に対処するための宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則 1
- 17 政治倫理の確立のための宮津市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 89 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 2
- 90 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 2
- 91 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 2
- 92 社団法人宮津与謝広域シルバー人材センター事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 3
- 93 宮津市メタン発酵施設導入調査委員会設置要綱の一部を改正する要綱 3
- 94 宮津市不妊治療助成金交付要綱の一部を改正する要綱 3
- 95 宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱 4
- 96 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 4
- 97 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 5
- 98 宮津市議会定例会の招集 5
- 99 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届 5
- 100 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 5
- 101 自治功労者の表彰 6
- 102 宮津市立保育所民営化移管先法人選考委員会設置要綱 6
- 103 宮津市役所地区連絡所設置要綱の一部を改正する要綱 7
- 104 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施に係る告示事項の変更 7

公 告

- 11 宮津市営住宅の入居者の公募 8
- 12 市有土地売払の一般競争入札 8
- 13 市有土地・建物売払の一般競争入札 10
- 14 平成22年度情報公開制度の運用状況 13
- 15 平成22年度個人情報保護制度の運用状況 13
- 16 公示送達 14

教 育 委 員 会

〈告 示〉

- 6 宮津市教育委員会定例会の招集 14

《訓 令》

- 1 宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程 15

選挙管理委員会

《告 示》

- 26 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 15

農 業 委 員 会

《告 示》

- 5 宮津市農業委員会総会の招集 16

条 例

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年5月20日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第24号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条中「100分の1.9」を「100分の1.85」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

規 則

東日本大震災に対処するための宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則をここに公布する。

平成23年5月11日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第16号

東日本大震災に対処するための宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第2号）第14条第1項及び別表第3第21号の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは「除き、東日本大震災に対処するための宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則（平成23年規則第16号）の規定により読み替えて適用する場合を含む。」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域において、左欄アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。

* * *

政治倫理の確立のための宮津市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月26日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第17号

政治倫理の確立のための宮津市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための宮津市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年規則第26号）の

一部を次のように改正する。

様式第2号中「先物取引の事業・雑所得」を「先物取引の事業・譲渡・雑所得」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年10月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 脇の浜自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下掲示済>
氏名 兼 原 隆 彦
- 3 変更年月日 平成23年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成23年5月6日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年8月7日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 獅子自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下掲示済>
氏名 宮 前 誠
- 3 変更年月日 平成23年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成23年5月6日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年3月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小字獅子区
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項

住所 <以下掲示済>

氏名 宮 前 誠

3 変更年月日 平成23年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成23年5月6日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第92号

社団法人宮津与謝広域シルバー人材センター事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年5月11日

宮津市長 井 上 正 嗣

社団法人宮津与謝広域シルバー人材センター事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

社団法人宮津与謝広域シルバー人材センター事業費補助金交付要綱（平成元年告示第51号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益社団法人宮津与謝広域シルバー人材センター事業費補助金交付要綱

第1条中「社団法人宮津与謝広域シルバー人材センター」を「公益社団法人宮津与謝広域シルバー人材センター」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の公益社団法人宮津与謝広域シルバー人材センター事業費補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

* * *

宮津市告示第93号

宮津市メタン発酵施設導入調査委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年5月11日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市メタン発酵施設導入調査委員会設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市メタン発酵施設導入調査委員会設置要綱（平成22年告示第87号）の一部を次のように改正する。

第6条中「企画環境室」を「自立循環型経済社会推進室」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第94号

宮津市不妊治療助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年5月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市不妊治療助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市不妊治療助成金交付要綱（平成15年告示第94号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「除く。」の次に「ただし、人工授精による治療を受けた場合に負担すべき医療費を申請する者については、婚姻の届出をしている夫婦に限る。」を加える。

第3条を次のように改める。

（助成対象経費）

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、次に掲げる医療費とする。

(1) 不妊治療にかかわって前条に規定する対象者(以下「対象者」という。)が医療保険各法の規定に基づき医療の給付を受けた場合に対象者が負担すべき医療費(医療保険各法の規定に基づく保険者又は共済組合の規約等の定めるところにより不妊治療に要する費用に対し給付がなされる場合は、当該給付の額を控除した額)

(2) 対象者が人工授精による治療を受けた場合に対象者が負担すべき医療費

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。
(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条第1号及び第2号に掲げる医療費を合算した額に2分の1を乗じて得た額(1対象者につき1年度当たり10万円を限度とし、前条第1号に掲げる医療費についてのみ助成金の交付を受ける場合は6万円を限度とする。ただし、前年度に受けた不妊治療の経費に対する助成金の交付を受けていない場合は、前年度に交付すべき助成金の額の範囲内で助成金の限度額を引き上げることができる。)以内とする。ただし、同一年度内に他の市町村から不妊治療に係る助成金の交付を受けている場合には、当該限度額から当該助成金の額を控除した額を限度額とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市不妊治療助成金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

* * *

宮津市告示第95号

宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年5月17日

宮津市長 井上正嗣

宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱(平成19年告示第37号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に、「87,580円」を「90,080円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成23年4月1日前に妊婦健康診査を受けた者で、同日以後に再び妊婦健康診査を受ける者に係る第3条に規定する助成金の限度額は、90,080円とする。

* * *

宮津市告示第96号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成21年3月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 由良宮本自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <以下揭示済>

氏名 田村 耕夫

3 変更年月日 平成23年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成23年5月19日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成22年12月8日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中村自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下掲示済>
氏名 山口 義 裕
- 3 変更年月日 平成23年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成23年5月19日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第98号

平成23年第2回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。
平成23年5月23日

宮津市長 井上正嗣

- 1 期 日 平成23年5月30日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第99号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。
平成23年5月30日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第16号

- (1) 名 称 入柿工業株式会社
- (2) 所 在 地 (変更前) 宮津市字滝馬10番地の12
(変更後) 宮津市字宮村1586番地

* * *

宮津市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成13年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 波路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容並びに変更年月日
代表者に関する事項

住 所	氏 名	変更年月日
<以下掲示済>	和久田 智 司	平成21年4月1日
<以下掲示済>	谷 口 正 人	平成22年4月1日
<以下掲示済>	安 田 豊	平成23年4月1日

- 3 変更の理由 団体役員の変更による。

平成23年 5 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第101号

宮津市表彰条例（昭和33年条例第 2 号）第 1 条の規定により自治功労者として次の者を表彰したので、同条例第 2 条の規定により告示する。

平成23年 6 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

自治功労者	功 績
糸井 清子	教育委員会委員、人権擁護委員
稲岡 利明	自治会長、農業委員会委員
大森 秀朗	市議会議員
小室 紀男	民生委員・児童委員
溝口 兵一郎	自治会長、農業委員会委員
宮崎 俊子	固定資産評価審査委員会委員
森川 耕一郎	自治会長、農業委員会委員

* * *

宮津市告示第102号

宮津市立保育所民営化移管先法人選考委員会設置要綱を次のように定める。

平成23年 6 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市立保育所民営化移管先法人選考委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 市立保育所を民営化するにあたり、その運営を移管する法人（以下「移管先法人」という。）を公平かつ適正に選考するため、宮津市立保育所民営化移管先法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 選考委員会は、次に掲げる事項を審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 移管先法人の選考基準の策定に関すること。
- (2) 移管先法人の審査及び選考に関すること。
- (3) その他移管先法人の選考に関し、市長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 選考委員会は、委員 8 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉関係機関又は団体の代表者
- (2) 移管する保育所入所児童の保護者代表者
- (3) 移管する保育所所在地域の住民代表者
- (4) 保育現場経験者
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から前条に規定する移管先法人の選考結果を市長へ報告する日までとする。

（委員長）

第 4 条 選考委員会に委員長 1 名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、児童福祉担当室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営について必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第103号

宮津市役所地区連絡所設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年6月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市役所地区連絡所設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市役所地区連絡所設置要綱(昭和60年告示第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 戸籍の謄抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書その他の諸証明の受付及び交付に関すること。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第104号

平成23年4月1日付け宮津市告示第67号及び第68号で告示の予防接種法に基づく定期の予防接種の実施について、告示事項に変更があったので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 変更があった事項及びその内容

(1) 予防接種(告示第67号、麻しん、風しん)の対象者の範囲の変更

第4期 17歳となる日の属する年度の6月1日から18歳となる日の属する年度の末日までの間にある者

(2) 予防接種(告示第68号、日本脳炎)の対象者の範囲の追加

平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者については、4歳以上20歳未満の者

(3) 予防接種(告示第68号、日本脳炎)の接種医師の氏名及び予防接種を行う場所の追加

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	備考
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院	13歳以上の対象者に限る。
西 原 寛	西原医院	

2 変更年月日 平成23年6月1日

平成23年6月1日

宮津市長 井上正嗣

公 告

宮津市公告第11号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

平成23年5月20日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃（月額）	戸数	規格
みやづ城東タウン （若者向け住宅）	宮津市字惣	39,000円	2	3DK

2 入居者の資格

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (4) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成23年5月25日（水）から平成23年6月8日（水）まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

7 入居時期 平成23年7月1日（予定）

* * *

宮津市公告第12号

市有土地売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

平成23年5月30日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

区分番号	財産名称	所在地	種類	面積 （公簿面積）	予定価格 （最低売却価格）	入札保証金

23-2-不動産1	つつじが丘 - 1	宮津市字獅子崎小字 つつじが丘1092番地	宅地	184.62㎡	7,290,000円	365,000円
23-2-不動産2	つつじが丘 - 2	宮津市字獅子崎小字 つつじが丘1187番地	宅地	216.66㎡	8,581,000円	430,000円
23-2-不動産3	つつじが丘 - 3	宮津市字獅子崎小字 つつじが丘1168番地	宅地	217.96㎡	8,511,000円	426,000円

(2) 売払に関する条件

ア 売払物件は現状有姿で、登記簿の面積によるものとし、実測面積と違いが生じても、売買代金の精算は行わない。

入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできない。

イ 宮津市つつじが丘団地建築協定を遵守すること。

ウ 物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査すること。

2 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者（以下「入札希望者」という。）は、次により参加申込みをする。

(1) 仮申込み

入札希望者は、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により平成23年5月30日（月）午後1時から平成23年6月15日（水）午後2時までの間に参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 本申込み

(1)による参加の仮申込み手続完了後、次により参加を申し込むこと。なお、申込みにあたっては入札保証金を納付しなければならない。

ア 申込期間

入札参加の仮申込み手続完了後、平成23年6月27日（月）までの毎日午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）

イ 申込場所

宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市建設室建築住宅係

ウ 提出書類

入札参加申込書

住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）

印鑑証明書

郵送により申し込む場合は、簡易書留とすること。（平成23年6月27日（月）までの消印があるものを有効とする。）なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものについては、受け付けない。

3 入札期間、開札日時及び場所

(1) 入札期間 平成23年6月29日（水）午後1時から平成23年7月6日（水）午後1時まで

(2) 開札日時 平成23年7月6日（水）午後1時

(3) 開札場所 入札、開札ともに公有財産売却システムによる。

4 入札の方法

(1) 入札は、平成23年5月30日（月）から平成23年6月27日（月）の間に入札の参加申込み及び入札保証金の納付を完了し、入札参加資格が確認できた者（以下「入札者」という。）のみによって行う。

(2) 入札者は、入札期間中に公有財産売却システムにより入札価格を登録する。なお、この登録は、1回に限り行うことができる。

(3) 持参及び郵送による入札書の提出は、認めない。

5 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の5の額（千円未満切上げ）とする。

(2) 入札希望者は、クレジットカード及び宮津市が指定する銀行口座へ振込みにより入札保証金を納付しなければならない。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後返還する。

(4) 落札者の納付した入札保証金は、落札者が本契約を締結しない場合を除き、契約締結後返還する。ただし、本人の申出により第1回納付金に充当することができる。

(5) 入札保証金には、利子は付与しない。

6 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者の入札は、無効とする。

7 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する宮津市の職員でない者

(3) 宮津市が定めるガイドライン及びヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び遵守することができる者であること。

(4) 2により、あらかじめ一般競争入札への参加の申込みをした者であること。

8 落札者の決定

予定価格以上で、最高の価格で入札をした者を落札者とする。ただし、最高価格の入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

9 契約の締結

(1) 落札者は、平成23年7月22日（金）までに契約を締結すること。

(2) 落札者は、契約締結の日から7日以内に第1回納付金として売買代金に100分の5を乗じて得た額（千円未満の端数を切り上げた額）を宮津市へ納付すること。

(3) 落札者は、第2回納付金として売買代金から第1回納付金を控除した額を、平成23年8月22日（月）までに宮津市へ納付すること。

(4) 契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、第1回納付金は宮津市に帰属し、返還しない。

10 権利義務譲渡の禁止

落札及び契約上の権利義務は、第三者に譲渡できない。ただし、落札者を含む共有名義での契約は、可能なものとする。

11 その他

入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令、宮津市財務規則、つつじが丘団地宅地分譲に関する規則に定めるところによる。

12 入札に関する問い合わせ先・郵送先

〒626 - 8501 宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市建設室建築住宅係

電話 0772 - 45 - 1631

* * *

宮津市公告第13号

市有土地・建物売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

平成23年5月30日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

区分番号	財産名称	所在地	種類	面積	予定価格 (最低売却価格)
23-2-不動産4	柳縄手	宮津市字柳縄手325番11	宅地	281.19m ²	18,671,000円
23-2-不動産5	馬場先	宮津市字宮村小字馬場先1300番1	宅地	276.58m ²	13,342,000円

23-2-不動産8	鶴賀 -	宮津市字鶴賀2079番3	宅地	162.79㎡	9,734,000円
23-2-不動産9	鶴賀 -	宮津市字鶴賀2079番6	宅地	130.56㎡	8,303,000円
23-2-不動産13	惣	宮津市字惣小字左惣鼻427番3他2筆	宅地 建物	194.95㎡ 延べ床(33.84㎡)	5,318,000円
23-2-不動産14	東波路	宮津市字波路小字ランバ102番46	宅地	196.44㎡	6,757,000円
23-2-不動産15	喜多	宮津市字喜多小字禮場1291番3	宅地 建物	133.86㎡ 延べ床(85.18㎡)	3,855,000円
23-2-不動産16	須津商業地	宮津市字須津2665番19	宅地	236.90㎡	9,096,000円

(2) 売却に関する条件

ア 売払物件は現状有姿で、登記簿の面積（未登記の建物は市において記載した面積）によるものとし、実測面積と違いが生じても、売買代金の精算は行わない。

入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできないものであること。

イ 区分番号23-2-不動産13及び23-2-不動産15の建物（23-2-不動産15は未登記）は、築後年数を経過しており、摩耗・老朽化しているため、現状のままの使用は困難と判断される。

ウ 用途指定 区分番号23-2-不動産4、23-2-不動産5、23-2-不動産8、23-2-不動産9、23-2-不動産13、23-2-不動産14及び23-2-不動産15は無。ただし、落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供する恐れがあると認められるときは、契約を締結しない場合がある。区分番号23-2-不動産16は有。商業目的での活用に限る。

エ 物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査すること。

2 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者（以下「入札希望者」という。）は、次により参加申込みをする。

(1) 仮申込み

入札希望者は、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により平成23年5月30日（月）午後1時から平成23年6月15日（水）午後2時までの間に参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 本申込み

(1)による参加の仮申込み手続完了後、次により参加を申し込むこと。なお、申込みにあたっては入札保証金を納付しなければならない。

ア 申込期間

入札参加の仮申込み手続完了後、平成23年6月27日（月）までの毎日午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）

イ 申込場所

宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市財務室管財契約係

ウ 提出書類

入札参加申込書

住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）

印鑑証明書

郵送により申し込む場合は、簡易書留とすること。（平成23年6月27日（月）までの消印があるものを有効とする。）なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものについては、受け付けない。

3 入札期間、開札日時及び場所

(1) 入札期間 平成23年6月29日（水）午後1時から平成23年7月6日（水）午後1時まで

(2) 開札日時 平成23年7月6日（水）午後1時

(3) 開札場所 入札、開札ともに公有財産売却システムによる。

4 入札の方法

- (1) 入札は、平成23年5月30日(月)から平成23年6月27日(月)の間に入札の参加申込み及び入札保証金の納付を完了し、入札参加資格が確認できた者(以下「入札者」という。)のみによって行う。
- (2) 入札者は、入札期間中に公有財産売却システムにより入札価格を登録する。なお、この登録は、1回に限り行うことができる。
- (3) 持参及び郵送による入札書の提出は、認めない。なお、代理人により入札をしようとするときは、委任状の提出が必要であること。

5 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の5の額(千円未満切上げ)とする。
- (2) 入札希望者は、クレジットカード及び宮津市が指定する銀行口座へ振込みにより入札保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後返還する。
- (4) 落札者が本契約を締結しないとき(落札後、本公告7に該当しない者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第4項の規定により、入札保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。
- (5) 入札保証金には、利子は付与しない。

6 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者の入札は、無効とする。

7 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事しない者
- (3) 宮津市が定めるガイドライン及びヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び遵守することができる者であること。
- (4) 本公告2により、あらかじめ一般競争入札への参加の申込みをした者であること。

8 落札者の決定

予定価格以上で、最高の価格で入札をした者を落札者とする。ただし、最高価格の入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

9 契約の締結

- (1) 落札者は、平成23年7月22日(金)までに契約を締結すること。
- (2) 落札者は、契約保証金として本公告5入札保証金の入札保証金を充当するものとする。
- (3) 契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、契約保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。
- (4) 落札者は、売買代金から契約保証金を控除した額を、平成23年8月22日(月)までに宮津市に納付すること。
- (5) 契約保証金には、利子は付与しないものであること。

10 権利義務譲渡の禁止

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

11 その他

入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令、宮津市財務規則に定めるところによる。

12 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626 - 8501 宮津市字柳縄手345- 1

宮津市財務室管財契約係

電話 代表 0772 - 22 - 2121 内線230

直通 0772 - 45 - 1611

* * *

宮津市公告第14号

宮津市情報公開条例（平成12年条例第56号）第20条の規定により、平成22年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成23年6月1日

宮津市長 井上正嗣

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況						取下げ	
		開 示		不開示	却下	不存在	計		
		全部開示	部分開示						
市 長	56	53	51	2	1	0	1	55	1
教育委員会	8	5	5	0	0	0	3	8	0
選挙管理委員会	1	1	0	1	0	0	0	1	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	2	2	2	0	0	0	0	2	0
合 計	67	61	58	3	1	0	4	66	1

注 「請求件数」とは、宮津市情報公開条例第4条第1項の規定により開示請求のあったものうち、平成22年度中に実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

* * *

宮津市公告第15号

宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）第27条の規定により、平成22年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成23年6月1日

宮津市長 井上正嗣

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況						取下げ
		開 示		不開示	却下	不存在	計	
		全部開示	部分開示					

市長	3	3	2	1	0	0	0	3	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	3	2	1	0	0	0	3	0

注 「請求件数」とは、宮津市個人情報保護条例第13条第1項の規定により開示請求のあったもののうち、平成22年度中に実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却下	棄却	一部認容	認容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

* * *

宮津市公告第16号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成23年6月1日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

教育委員会

〈告 示〉

宮津市教育委員会告示第6号

平成23年第6回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成23年5月19日

宮津市教育委員会

委員長 上羽 堅 一

1 日 時 平成23年5月27日（金）午前10時

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

〈訓 令〉

宮津市教育委員会教育長訓令甲第1号

庁中一般
各教育機関

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年5月10日

宮津市教育委員会
教育長 横山 光彦

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合におけるボランティア休暇に係る特例）

- 4 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における別表2特別休暇の取扱いの項の表(20)の項の規定の適用については、平成23年12月31日までの間、同項中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、「6日」とあるのは「6日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において左欄アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」とする。

附 則

この規程は、平成23年5月10日から施行する。

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成23年5月26日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

- 1 縦覧の期間 平成23年6月3日から6月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市柳縄手345番地の1
（宮津市役所内）
宮津市選挙管理委員会事務局

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第5号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成23年5月6日

宮津市農業委員会
会長 森川 耕一郎

1 日時 平成23年5月13日(金) 午前9時30分

2 場所 宮津市役所 第5会議室

3 議題

議第12号 農地法第3条の許可申請に係る許可について

議第13号 農地法第5条の許可申請に係る意見について